

第六十九回
帝國議會
貴族院

不穩文書等取締法案特別委員會會議事速記録第一號

付託議案

不穩文書等取締法案

委員氏名

委員長 伯爵二荒 芳徳君
副委員長 男爵大森 佳一君
候爵井上 三郎君
侯爵松平 康昌君
子爵秋元 春朝君
子爵伊東二郎丸君
子爵織田 信恒君
松井 茂君
若林 養藏君
岡 喜七郎君
川村 竹治君
塚本 清治君
男爵井田 磐楠君
男爵松岡 均平君
山岡萬之助君
山隈 康君
岩田 宙造君
絲原武太郎君

昭和十一年五月二十五日(月曜日)午後十時十四分開會

○委員長(伯爵二荒芳徳君) 只今ヨリ不穩

文書等取締法案ニ對スル特別委員會ヲ開キマス、既ニ内務大臣カラモ本會議ニ於キマシテ御説明ガゴザイマシタカラ、御異議ナケレバ直ニ各委員カラ御質問ガゴザイマスレバ御質問ヲ御始メ願ヒタイト存ジマスガ、如何デゴザイマスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(伯爵二荒芳徳君) ソレデハ御質

疑ガゴザイマスレバ御始メヲ願ヒタイト存ジマス、尙ホチヨット御諮リヲ致シマスガ、實ハ内務大臣ハ他ノ委員會ニ出席ヲ求メラレテ居ラレルノデアリマス、若シ内務大臣ニ直接御質問ニナル御方ガゴザイマスレバ、只今御在席ヲ願ヒマスシ、若シ警保局長其ノ他ノ政府委員ニ御質問ニナツテ宜シケレバ、内務大臣ニ他ノ委員會ニ御出マシヲ願フコトニ致シタイト思ヒマスガ、如何デゴザイマスカ

○塚本清治君 内務大臣ニ御質問申上ゲタイコトガアリマス

○委員長(伯爵二荒芳徳君) サウデゴザイマス、ソレデハドウゾ御開始ヲ願ヒタイト思ヒマス

○塚本清治君 本案審議ニ入ルニ先立チマ

シテ伺ヒタイコトガアリマス、最早本日ハ十時ヲ過ギテ居リマス、是カラ本日中午モウ二時間足ラズデアリマス、此ノ間ニ之ヲ審議ヲ了ルコトヲ政府ハ期待シテオイデニナルモノト考ヘナケレバナラスデスガ、隨分無理ダトハ御考ニナラナイデセウカ、我

我是カラ審議致シマスルニ致シマシテモ、二時間ニハ餘程困難ダト感ジマス、其ノ邊ノ御考ハ如何ナモノデセウカ

○國務大臣(潮惠之輔君) 塚本サンノ仰シ

ヤル通り、洵ニ御無理ナ御願ノヤウニ存ジマスガ、尙御審議ノ御模様ニ依リマシテ政府モ篤ト考慮スルコト、考ヘテ居リマス

○塚本清治君 別ニ非難スルトカ、無理ヲ

言フトカ云フノデアリマセウカ、是ハモウ極メテ常識的ナンデス、審議スル模様如何ト云フコトモアリマスケレドモ、兎ニ角一時間餘シカナイデスガネ、ソレデヤレル

ト云フコトヲ御考ニナルデセウカ、一時間デモ或ハ出來ルカモ知ラヌカラ出來サウナラバ宜シ、出來ナカッタバ其ノ時ノコトト云フ矢張り今デモサウ云フ御考デセウカ

○國務大臣(潮惠之輔君) 只今私カラ御答

ス、必ズヤ政府モ相當考慮ハ致スノデアラウト存ジテ居リマス

○若林養藏君 只今内務大臣ノ本會議ニ於テノ御説明デハ、内務大臣ハ此ノ衆議院ノ修正案ニ御同意ノヤウナ御説明ニ私ハ承ツタヤウニ考ヘマスルガ、聽損ヒデアルカモ知レナイガ、大抵御同意ノ御考デアリマス

○國務大臣(潮惠之輔君) 申上ゲマス迄モ

ナク、法案ノコトデゴザイマスルデ、兩院ノ御意見御一致致シマセウケレバ成リ立チマセヌ譯、デ兩院ノ御意見ガ衆議院ノ修正ノヤウニ御一致ト云フコトニ相成リマスレバ、十分ニ其ノ御趣旨ヲ尊重シテ善處致スヤウニ考慮致シタイト斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ルノデアリマス、其ノ邊ノ所ハ御了察ヲ願ヒタイト存ジマス

○若林養藏君 私ハ本會議デ、ドウモ聽キ損ナツタノカモ知レマセウカ、此ノ衆議院ノ修正デ取締ガ付イテ行クト云フヤウニ御話ガアリマシタガ、ソレデ大抵政府ノ考モ是デ宜カリサウダト云フ御考ノヤウニ承リマシタガ、サウデゴザイマス

○國務大臣(潮惠之輔君) 申上ゲマスガ、

政府ノ原案デハ御覽ノ通り一條カラ五條迄

五箇條デ成立ッテ居ルノデアリマス、固ヨリ

各條共相當必要ガアリ、理由ガアルコトト

存ジマスガ故ニ之ガ成案ヲ得タノデアリマ

ス、唯各條ノ中ニ付キマシテモ自ラ中心ト

ナリマスモノガアルノデアリマス、ソレハ

例ヘテ申上ゲマスルナラバ、第一條ノ第二

項デゴザイマス、或ハ第二條デゴザイマス、

即チ不穩文書ト申スモノノ中デモ所謂怪文

書ト申スノデアリマシテ、固ヨリ怪文書ト

云フモノノ定義ハナカ／＼與ヘラレマセヌ

ガ、世間デ最モ困リ抜イテ居リマスル所謂

怪文書ト云フノハ、發行者ノ名前モ書キマ

セズ、所番地モ書キマセズ、又書イテアリ

マシテモ、偽ッカリ或ハ納本モ致サズ横行シ

テ居ルノガ所謂怪文書ト申シテ居リマス、

即チ第一條ノ二項、斯ウ云フモノハ最モ害

惡ヲ促ス酷イモノデ、第二條モ左様デアリ

マス、斯ウ云フ極メテ惡質ナ目的ヲ持チ、

隱密ナ手段ニ依ッテ善カラザル事ヲ弘メル

ト云フノガ、今日デ一番我々ノ苦痛ト致シ

テ居ル所デアリマシテ、第一條ノ一項ノ如

キモ固ヨリ之ハ必要ガアルト存ジマス、併

シ第一條ノ二項、所謂怪文書、無記名、或

ハ無納本ト云フヤウナモノヲ取締リマスル

ト、或ハ名ヲ合法ト云フコトニ藉リマシテ、

第一項ノヤウニ、氏名モ書イテアル、恰モ

表面カラ見レバ適法ナ印刷物デアアルカノ如

キモノニ流レ込ンデ行クト云フモノガ起リ

ハシナイカ、又第一條ノ如キ流言浮説モ、

文書圖書ノ取締ヲ徹底シテ參リマス云フ

ト、或ハ通信トカ其他ノ方法ニ依ッテ惡事

ヲ働クト云フコトガ起ルノデハアルマイカ

ト云フ懸念豫想カラ致シマシテ、法制ヲ整

備スル上ニハ矢張り一條ノ一項ト云フモノ、

或ハ第三條ト云フモノモ必要ガアリト認メ

タノデハゴザイマスケレドモ、目今ノ最モ

急迫シタ問題ハ、第一條第二項、第二條ト

云フ類デゴザイマスルシ、又第五條ニ、地

方長官ニ依ッテ假差止ラスルト、之ニ背イタ

者ハ處罰スルト、是等ノ條項ガ眼目トシテ

私共ノ狙フテ居ル所デゴザイマスルノデ、

假ニ衆議院修正ノ如ク相成リマシテモ、修

正サレマシタ部分ハ現行ノ法制ノ下ニ於テ

努力致シマスナラバ、是ハ相當ノ取締モ出

來ルガ、第一條第二項、第二條、第五條ノ

ヤウナモノハ、矢張り新ナル立法ヲ願ヒマ

セスト出來マセス、而モ是等ハ最モ有效ナ

モノデアリマスノデ、左様ナ意味ヲ以チマ

シテ修正ノヤウニ致シマシテモ、當局ノ努

力ニ依ッテ相當結果ハ得ラレルデアラウト、

斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス

○塚本清治君 モウ一度伺ヒマセガ、此ノ

不穩文書ノ實例トシテ一ト二ト鐵筆ニ刷ッ

タモノヲ二回御配付ニナリマシタ、是ハ定

メシ本案ヲ議スルニ當ッテ參考ニ出來ルナ

ラバ、通讀シタ宜カラウト云フ御趣意デ

アラウト存ジマス、果シテ左様デアリマス

ルトスレバ、此ノ二ツノ印刷ヲ讀ムニモ相

當ノ時間ヲ要スルト思フ、之ヲ讀シデサウシ

テ審議ヲ致スノニ、是カラ一時間有餘ノ間

ニ出來ルト御考ニナルノデアリマセウカ、

餘リニ形式的ニシテモ何ダカ其處ニ矛盾ヲ

感ズルノデアリマスガ、如何ニ我々ハ考ヘ

テ宜イデアリマセウカ、ドウ云フ積リデ御

出デニナルノデアリマセウカ、此ノ印刷物

ハ之ヲ通讀致シマスノニ、矢張り相當時間

ガ掛リマス、ソレヲ讀マスデヤレト云フコ

トデアアルナラバ、是ハ配付ニ及バス、讀ン

デヤレト云フコトデアレバ、相當時間ガ掛

ル、ドウシテモ十二時迄ニ出來サウニナイ

ト私ハ思フ、當局ハ矢張り之ヲ讀ンデヤッ

テモ、ソレダケ位ニ出來ルト云フ御見込デ

オアリニナルノデアリマセウカ

○國務大臣(潮惠之輔君) 暫ク御猶豫ヲ願

ヒタイト思ヒマス

○塚本清治君 チョット速記ヲ止シテ質問

サシテ戴キタイト思ヒマス

○委員長(伯爵二荒芳徳君) 速記ヲ止メ

テ……

〔速記中止〕

○委員長(伯爵二荒芳徳君) 速記ヲ始メ

テ……外ニ御質疑ハゴザイマセヌカ

○山岡萬之助君 私ハ少シ質問ヲ致シタイ

ノデアリマス、此ノ法案ノ大體ノコトニ付

キマシテハ、本會議ニ於テ御説明ヲ承ッタノ

デアリマスルガ、本案ノ法文上カラ見タ目

標、即チ法文上カラ見タ所ノ法益、ドウ云

フコトヲ一體之ニ依ッテ取締ヲウトスルカ、

勿論廣イ意味ニ於テ内務大臣ハ治安ヲ維持

スル爲ニ此法規ヲ立案シタ、斯ウ云フコト

ヲ言ハレテ居リマスガ、是ハ立法ノ理由ト

シテハ分リマシタ、了承シタノデアリマス

ガ、法規ノ上カラ見テ、ドノ點ニ重點ヲ置

イテ取締ヲ爲スノデアアルカ、ソレヲ一ツ承

リタイ

○國務大臣(林頼三郎君) 内務大臣カラ御

答スルノガ宜シイカト存ジマスガ、内務大

臣ガ今チョット席ヲ外サレテ居リマシタカ

ラ、私ガ代ッテ御答ヲ致シマス、今山岡博士

カラ御尋ニナリマシタ此ノ法案ノ法益ト申

シマスカ、保護セムトスル物體ハ何デア

カト云フ御尋ノヤウニ存ジマシタガ、ソレ

ハ要スルニ社會ノ治安、之ヲ保護スルコト

が目的デアリマシタノデ、ソレガ爲ニ治安

ヲ害スル事項ヲ記載シマシタ出版物、之ニ

付テ一定ノ條件ノ下ニ取締致シタイト云フ

コトニ相成ッテ居リマスノデ……

○委員長(伯爵二荒芳徳君) チョット申上

ゲマス、只今尙一日會期延長ノ詔勅が出マ

シタ、御承知ヲ願ヒマス

○國務大臣(潮惠之輔君) チョット失禮致

シマス

○委員長(伯爵二荒芳徳君) 速記ヲ止メ

テ……

(速記中止)

○委員長(伯爵二荒芳徳君) 速記ヲ始メ

テ……皆サンニ御諮リ致シマスガ、大分重

大ナル參考書モ配付致サレマシタシ、又會

期モ一日延期サレマシタノデ、今日ハ此ノ

程度デ打切りマシテ、更ニ明日特別委員會

ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○男爵松岡均平君 散會ナサル前ニ、マダ

是ヨリ外ニ戴キマスモノガアリマスレバ、

明朝ヨリ今戴ク方ガ便利ダト考ヘマスガ、

ドウデスカ、政府ノ御用意ハ如何デゴザイ

マスカ

○國務大臣(林頼三郎君) 全部上ゲマシテ

ゴザイマス

○男爵井田磐楠君 此ノ例ノ中ニハチョッ

ト拜見シタダケデスカ、軍秩紊亂ト云フ例

ガ餘リタントナイヤウデアリマスガ、ソレ

ハモウ少シ頂戴ガ出來ルコトガ此ノ法案ニ

付テハ必要デヤナイカト思フデスカ、如何

デスカ、是ニハサウ澤山ナイヤウデスカ、

私マダ見方ガ悪いデスケレドモ、マダアリ

サウニ思フデスカ、強ヒテ御無理ハ申上ゲ

マセス

○委員長(伯爵二荒芳徳君) 政府委員、御

答辯ゴザイマスカ

○政府委員(大山文雄君) 御手許ヘ差出シ

テ居リマスル實例ノ括弧デニトシテアリマ

ス、是ガ顯著ナルモノヲ二三集メタモノデ

アリマス

○委員長(伯爵二荒芳徳君) 井田男爵宜シ

ウゴザイマスカ

○政府委員(大山文雄君) 尙此ノ外ニ用意

ヲ致スコトガ出來スコトデハアリマセス、

併シ此ノ前ニ此ノ内容ノ概略ト書イテアリ

マス、此ノ中ニ可ナリ其ノ内容ノ要點ガ載ッ

テ居ル積リデアリマス、是ニハ相當此軍事

ニ關スルモノガアルノデアリマス、其ノ程

度デ如何デセウカ

○男爵井田磐楠君 或ハ此ノ實例等ニ依ッ

テ頂戴シナイデモ、祕密會等ニ依ッテ或ハ御

話願フコトガ便宜カト思フコトモアルヤウ

ニ思ヒマス

○委員長(伯爵二荒芳徳君) ソレデハ皆様

ニ御諮リ致シマスガ、今日ハ是デ散會致シ

マシテ、明日午前九時カラ始メタイト存ジ

マスガ、御異存ゴザイマセスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(伯爵二荒芳徳君) 尙本會議ハ明

日一時半カラ始メルコトニナッタサウデア

リマス、只今散會致シタサウデアリマス、

之ヲ以チマシテ本委員會ハ今日ハ散會致シ

マス

午後十時四十七分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵二荒 芳徳君

副委員長 男爵大森 佳一君

委員 侯爵井上 三郎君

侯爵松平 康昌君

子爵秋元 春朝君

子爵伊東二郎丸君

子爵織田 信恒君

松井 茂君

若林 寶藏君

岡 喜七郎君

塚本 清治君

男爵井田 磐楠君

男爵松岡 均平君

山岡萬之助君

岩田 宙造君

絲原武太郎君

國務大臣

陸軍大臣 伯爵寺內 壽一君

司法大臣 林 頼三郎君

內務大臣 潮 惠之輔君

政府委員

法制局長官 次田大三郎君

內務政務次官子爵 鍋島 直繩君

內務參與官男爵 肝付 兼英君

內務省警保局長 萱場 軍藏君

陸軍次官 梅津美治郎君

陸軍省法務局長 大山 文雄君

貴族院豫算委員第六分科會議

・事速記録第一號正誤

頁 段 行 誤 正

一四 四二〇 三年ノ秋 昨年ノ秋

三四 四二〇 三年ノ秋 昨年ノ秋

三四 四二〇 三年ノ秋 昨年ノ秋

三四 四二〇 三年ノ秋 昨年ノ秋

三四 四二〇 三年ノ秋 昨年ノ秋

三四 四二〇 三年ノ秋 昨年ノ秋

三四 四二〇 三年ノ秋 昨年ノ秋

昭和十一年五月二十六日印刷

昭和十一年五月二十七日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局